

障害者の「働く場」に対する発注促進税制の創設※国会で審議中

【概要】

- 障害者の「働く場」に対する**発注額を前年度より増加させた企業**について、企業が有する**減価償却資産の割増償却**を認める。(法人税等の軽減)

- ・ 減価償却資産は、事業に使用されているもののうち、現事業年度を含む過去3事業年度以内に取得したものが対象。(例:建物・冷暖房設備、照明設備、機械、車両、備品など「1年以上の長期保有資産」※詳細は別紙)

【税制優遇対象者】

- 青色申告者である**全ての法人又は個人事業主**が対象。

【適用期間】

- **5年間**(平成20年4月1日～平成25年3月31日)の時限措置

【割増償却額】

- 割増しして償却される**限度額は前年度からの発注増加額** (※)

→ 前年度に発注が無い場合は、当該年度の「発注額」がそのまま「発注増加額」となる。

(※) ただし、対象となる固定資産の普通償却限度額の30%を限度する。

【対象となる発注先】

※税制優遇の対象となる障害者の「働く場」(予定)

- ・ 就労移行支援事業所 ・ 就労継続支援事業所 (A型・B型) ・ 生活介護事業所
- ・ 障害者支援施設 (生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う施設) ・ 地域活動支援センター
- ・ 旧授産施設 (身体・知的・精神) ・ 旧福祉工場 (身体・知的・精神)
- ・ 障害者雇用促進法の特例子会社、重度障害者多数雇用事業所

障害者の「働く場」への発注促進税制（イメージ）

授産施設等



企業



減価償却資産

- ※障害者の「働く場」
- 就労継続支援事業所
 - 特例子会社
 - 重度障害者多数雇用事業所
- 等

〔 現事業年度を含む3事業年度以内に取得したものが対象 〕

【具体例】

- ・ 減価償却資産が1,000万円（償却期間10年、定額法）
- ・ 発注増加額が20万円の場合

償却限度額(①+②) 120万円	=	普通償却限度額(①) 100万円 (1,000万円×10%)
		+
		発注増加額(②) 20万円 (※)

償却限度額 =

普通償却限度額
+

前年度からの発注増加額(※)

〔 ※ 発注増加額が50万円の場合、減価償却資産の普通償却限度額(100万円)の30%(30万円)が限度となる。 〕

〔 ※ 対象となる固定資産の普通償却限度額の30%を限度とする。 〕